

第1部 序 論

第1章 総合計画の概要

第2章 多良木町の概要

第3章 多良木町を取り巻く
社会情勢と課題

1 計画策定の趣旨

本町では、昭和45年度に地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための「多良木町長期総合計画」、昭和58年度には、町民の要望に応じた活力と個性あるまちづくりを進めるための「多良木町総合計画第二期基本構想」、昭和63年度には21世紀に向けた限りなき発展を期するまちづくりのための「第三次多良木町総合開発計画」、平成13年度には、豊かな21世紀の創造に向けたまちづくりのための「第四次多良木町総合開発計画」、直近では平成23年度に「健康で、明るく、住みよい、誇りの持てるまちづくり」の実現に向けて「第五次多良木町総合開発計画」を策定し、それぞれの時代や課題に応じた各施策に取り組んできたところです。

直近の計画である「第五次多良木町総合開発計画」は「基本構想」（平成23年度から令和3年度）、「前期計画」（平成23年度から平成27年度）、「後期基本計画」（平成28年度から令和3年度）で構成されており、令和3年度に計画期間が終了します。

この計画期間中、平成28年4月には「熊本地震」が発生し、県北、県央を中心に甚大な災害が発生しました。また、「令和2年7月豪雨」では、球磨川流域をはじめ県南地域で甚大な災害が発生し、本町においても、家屋、道路、農地等が大きな被害を受け、現在も、復旧事業に取り組んでいます。

そのような中、令和2年に新型コロナウイルス感染症罹患者が国内で初めて確認されて以降、全国に拡大し、外出や地域行事・イベントの自粛、飲食店を中心に休業の対応を迫られ、経済や地域コミュニティに大きな影響を与えています。

さらに、人口減少、少子高齢社会の到来、過疎化の進行など様々な課題が顕在化してきています。

このことを踏まえ、持続可能な町にしていくためには、これらの課題に対し長期的な展望をもって、町民と行政が協働し、各施策を着実に推進していく必要があります。

そのため、町の最上位となる総合的な方針を示した「第6次多良木町総合計画」を策定します。また、本計画は多良木町教育大綱を含むものとします。

2 計画の構成と期間

(1) 基本構想8年（令和4年度～令和11年度）

基本構想は、まちづくりの理念や目指す町の将来像を示すとともに、それを実現するための施策の方針を示すものです。計画期間は、令和4年度から令和11年度までの8年間です。

(2) 基本計画4年

前期：令和4年度～令和7年度

後期：令和8年度～令和11年度

基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向性を示したものです。計画期間は、前期基本計画が令和4年度から令和7年度の4年間であり、後期基本計画は令和8年度から令和11年度の4年間です。基本計画を構成する施策には、それぞれに重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルに基づいた評価・検証を行います。

(3) 実施計画3年（ローリング方式により毎年度見直し）

基本計画で示した各施策を実現するため、毎年度実施する事業を示すものです。実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。



計画期間

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	令和4～11年度								第7次計画	
基本計画	前期(令和4～7年度)				後期(令和8～11年度)				第7次計画	
実施計画	令和4～6年度									
		令和5～7年度								
			令和6～8年度							
				令和7～9年度						
					令和8～10年度					
						令和9～11年度				
							令和10～12年度			
								令和11～13年度		

3 計画の進行管理

計画の進行管理については、Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）のPDCAサイクルにより、KPIを活用した施策の効果検証を行い、計画を着実に進めます。

4 総合計画と他の計画との関連性

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、各分野の個別計画や施策は本計画に即して展開されます。

第6次多良木町総合計画



分野ごとの個別計画

【生活・環境・防災】

地域公共交通計画
上水道ビジョン
上水道事業経営戦略
住生活基本計画
公営住宅等長寿命化計画
地域防災計画
国土強靱化計画
災害廃棄物処理計画
等

【教 育】

教育振興基本計画
歴史文化基本構想・保存活用計画
子どもの読書活動推進計画
等

【産業・文化】

指定棚田地域振興活動計画
人・農地プラン
農業振興地域整備計画
鳥獣被害防止計画
林道施設長寿命化計画
森林整備計画
森林経営計画
等

【健康・福祉・子育て】

健康増進計画
食育推進計画
地域福祉計画
障がい者活躍推進計画
等

【行 政】

公共施設等総合管理計画
総合戦略
行政改革大綱
過疎地域持続的発展計画
辺地総合整備計画
等

【財 政】

中長期財政計画
起債借入償還計画
等

第2章 多良木町の概要

1 位置と地勢

本町の位置は、熊本県の南部、球磨郡の東部にあり、東西21.0km、南北22.8km、中央部は平坦地で、南部と北部は九州山地の支脈を形成する森林におおわれており、面積は165.86km²、人口は約9,000人となっています。

産業は農林業が主で米、メロン、葉タバコ、野菜、果樹等が栽培され、畜産、酪農等が行われています。本町の約80%は山林原野で檜、杉などの良材を産出しています。

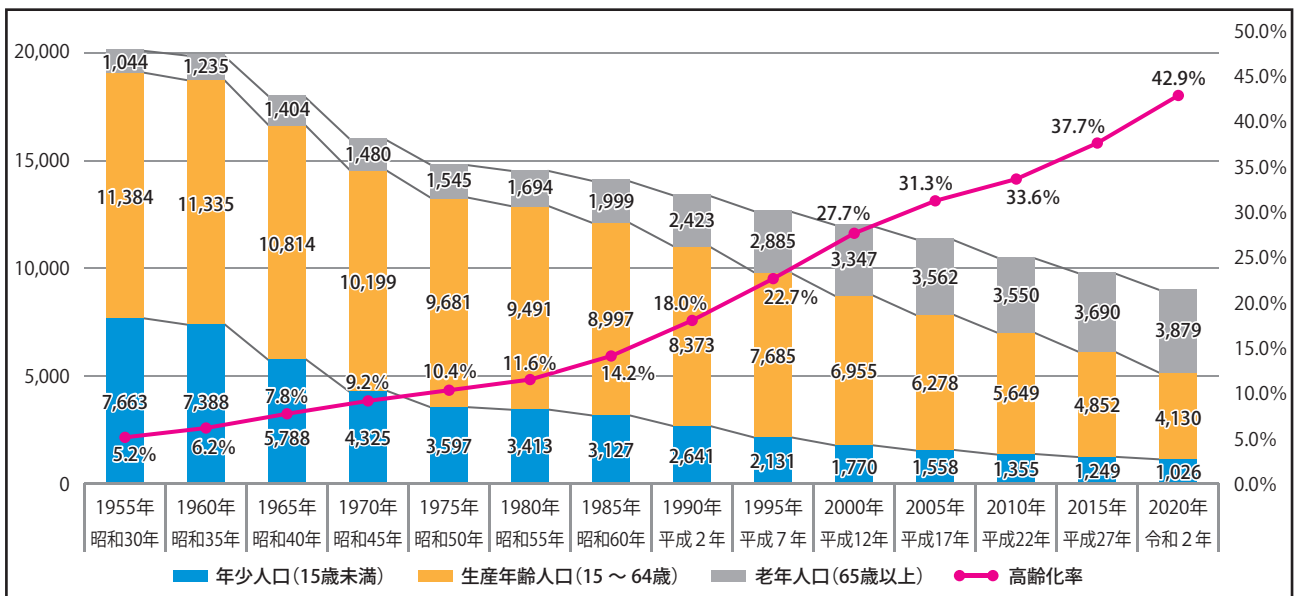
工業は自動車関連部品、精密電子部品、製材、木製品、焼酎、食料品、アパレル関連などの製造加工の工場があります。

商業は国道219号沿いに商店街があり、5つの金融機関をはじめ飲食店や小売店が連なっています。

2 人口

本町の人口は、昭和30年（1955年）に20,091人（人口ピーク）まで増加しましたが、その後、高度経済成長を背景に、地方から都市圏への人口移動が進みました。

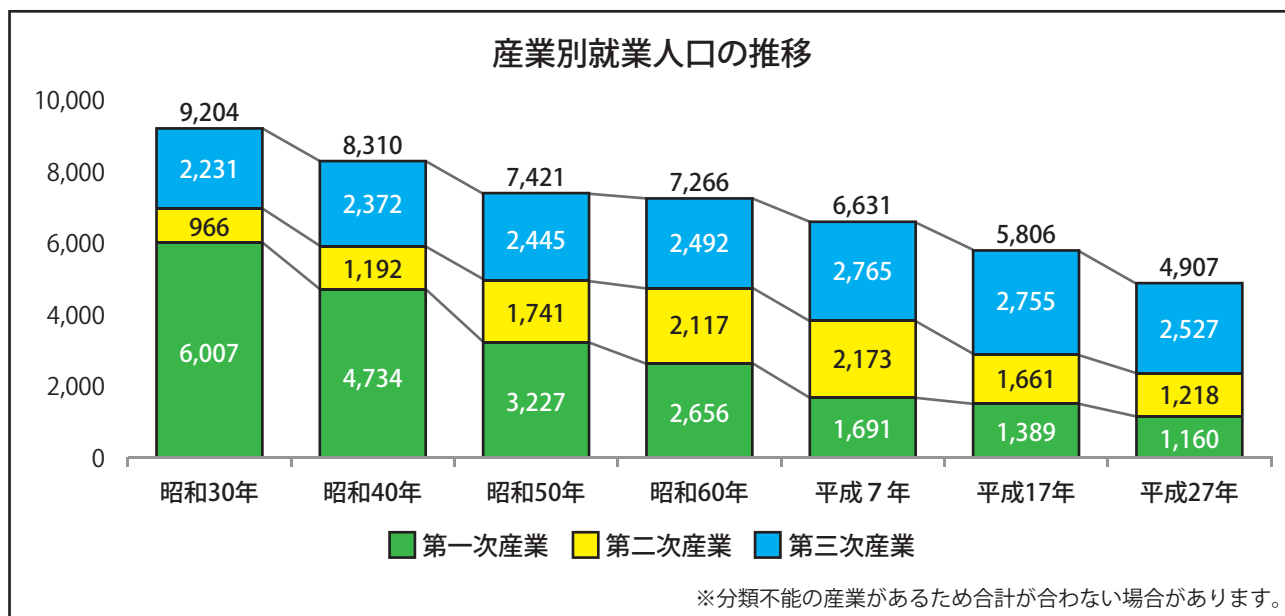
それ以降、現在に至るまで依然として人口の減少傾向は続いており、令和2年10月1日現在で9,076人まで減少し、今後も減少傾向は続きます。



国勢調査

3 産業別就業者数

平成27年国勢調査による就業人口は4,907人で、内訳としては第一次産業が1,160人（23.6%）、第二次産業が1,218人（24.8%）、第三次産業が2,527人（51.5%）です。平成7年と比較すると、就業人口で1,724人も減少しています。産業別にみると第一次産業が531人（減少率31.4%）の減少、第二次産業は955人（減少率43.9%）の減少、第三次産業は238人（減少率8.6%）減少しています。就業人口比率でみると、第一次産業が平成7年25.5%から平成27年には23.6%に減少、第二次産業が平成7年32.7%から平成27年24.8%に減少している一方、第三次産業は平成7年の41.7%から平成27年51.5%と大幅に増加しています。このように全体的に就業人口の減少が続いていますが、中でも第一次・第二次産業の就業人口の減少が顕著です。



国勢調査

4 財政状況

本町の財政状況は、令和2年度決算において実質収支では約3億3千3百万円の黒字を計上しましたが、これは臨時財政対策債の発行などによりようやく黒字の状態を保っているところです。今後は、社会保障費等の義務的経費の増加、公共施設の改修や維持管理の増加、防災行政無線デジタル化事業や多良木中学校改築事業など大規模事業に係る起債償還費の増加が見込まれます。加えて、新型コロナウイルス感染症による景気の落ち込みや、令和2年7月豪雨の影響等により、町税等の今後の増額は見込めないため、ふるさと納税等での自主財源の確保を図ることが重要です。そのうえで、事業の必要性や緊急性を考慮し、実施する事業の優先度を判断していくとともに、官民連携による新たな事業手法を検討しながら、必要な財源を確保し、健全な財政運営を進めていく必要があります。

■ 普通会計歳入・歳出の推移

(1) 歳入の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
町 税	783,475	11.7	798,352	11.6	792,033	11.0	805,178	11.2	796,588	9.2
地方譲与税等	258,843	3.9	270,864	4.0	276,555	3.8	276,751	3.9	323,070	3.7
地方交付税	2,983,465	44.5	2,984,333	43.4	2,913,547	40.3	2,906,776	40.5	3,186,438	36.6
分担金・負担金	61,597	0.9	80,546	1.2	74,592	1.0	72,880	1.0	38,264	0.4
使用料・手数料	118,341	1.7	119,783	1.7	110,341	1.5	113,049	1.6	95,750	1.1
国庫支出金	770,451	11.5	734,385	10.7	639,556	8.9	846,855	11.8	2,101,498	24.2
県支出金	740,523	11.0	723,598	10.5	795,852	11.0	773,872	10.8	741,426	8.5
財産収入	67,732	1.0	82,281	1.2	71,503	1.0	85,264	1.2	34,675	0.4
町 債	427,798	6.4	545,691	8.0	432,796	6.0	725,953	10.1	778,344	9.0
寄 附 金	13,820	0.2	34,777	0.5	30,174	0.4	32,225	0.4	101,098	1.2
繰 入 金	41,020	0.6	13,129	0.2	595,494	8.3	15,725	0.2	62,012	0.7
繰 越 金	374,968	5.6	409,453	6.0	431,496	6.0	400,579	5.6	371,936	4.3
諸 収 入	66,807	1.0	71,638	1.0	59,470	0.8	123,848	1.7	64,889	0.7
歳 入 合 計	6,708,840	100.0	6,868,830	100.0	7,223,409	100.0	7,178,955	100.0	8,695,988	100.0

(2) 歳出の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人 件 費	930,922	14.8	943,058	14.6	964,905	14.2	971,308	14.3	939,401	11.4
物 件 費	827,273	13.1	779,808	12.1	827,724	12.1	868,001	12.7	1,088,866	13.2
維持補修費	72,074	1.2	62,180	1.0	85,078	1.2	78,415	1.2	61,272	0.7
扶 助 費	1,168,431	18.5	1,167,796	18.1	1,200,107	17.6	1,224,189	18.0	1,194,823	14.5
補助費等	1,042,315	16.5	1,093,659	17.0	1,165,760	17.1	1,088,017	16.0	2,197,345	26.6
普通建設事業費	632,644	10.0	789,827	12.3	588,161	8.6	954,751	14.0	858,183	10.4
災害復旧事業	26,932	0.5	48,045	0.7	81,171	1.2	146,900	2.2	210,898	2.6
投資・出資・貸付金	68,679	1.1	69,468	1.1	69,500	1.0	50,000	0.7	55,000	0.7
公 債 費	642,108	10.2	685,685	10.7	1,040,487	15.3	566,515	8.3	583,764	7.1
積 立 金	121,534	1.9	38,645	0.6	33,845	0.5	109,950	1.6	296,729	3.6
繰 出 金	766,475	12.2	759,163	11.8	766,092	11.2	748,973	11.0	755,375	9.2
歳 出 合 計	6,299,387	100.0	6,437,334	100.0	6,822,830	100.0	6,807,019	100.0	8,241,656	100.0

■財政計画表

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和7年度		令和11年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
町 税	767,424	9.1	740,069	10.7	709,962	10.4
地 方 譲 与 税 等	320,648	3.8	317,563	4.6	304,181	4.4
地 方 交 付 税	3,075,395	36.4	3,024,025	43.9	2,857,006	41.8
分 担 金 ・ 負 担 金	54,983	0.6	29,820	0.4	73,420	1.1
使用料・手数料	105,852	1.2	103,378	1.5	70,045	1.0
国 庫 支 出 金	1,384,926	16.4	924,811	13.4	960,135	14.0
県 支 出 金	847,121	10.0	823,859	12.0	714,437	10.5
財 産 収 入	70,183	0.8	64,055	0.9	56,709	0.8
町 債	1,253,108	14.8	340,167	5.0	509,628	7.5
寄 附 金	100,000	1.2	100,000	1.5	100,000	1.5
繰 入 金	100,000	1.2	12,010	0.2	103,000	1.5
繰 越 金	329,490	3.9	365,850	5.3	336,528	4.9
諸 収 入	48,938	0.6	42,480	0.6	39,980	0.6
歳 入 合 計	8,458,068	100.0	6,888,087	100.0	6,835,031	100.0

(2) 歳出

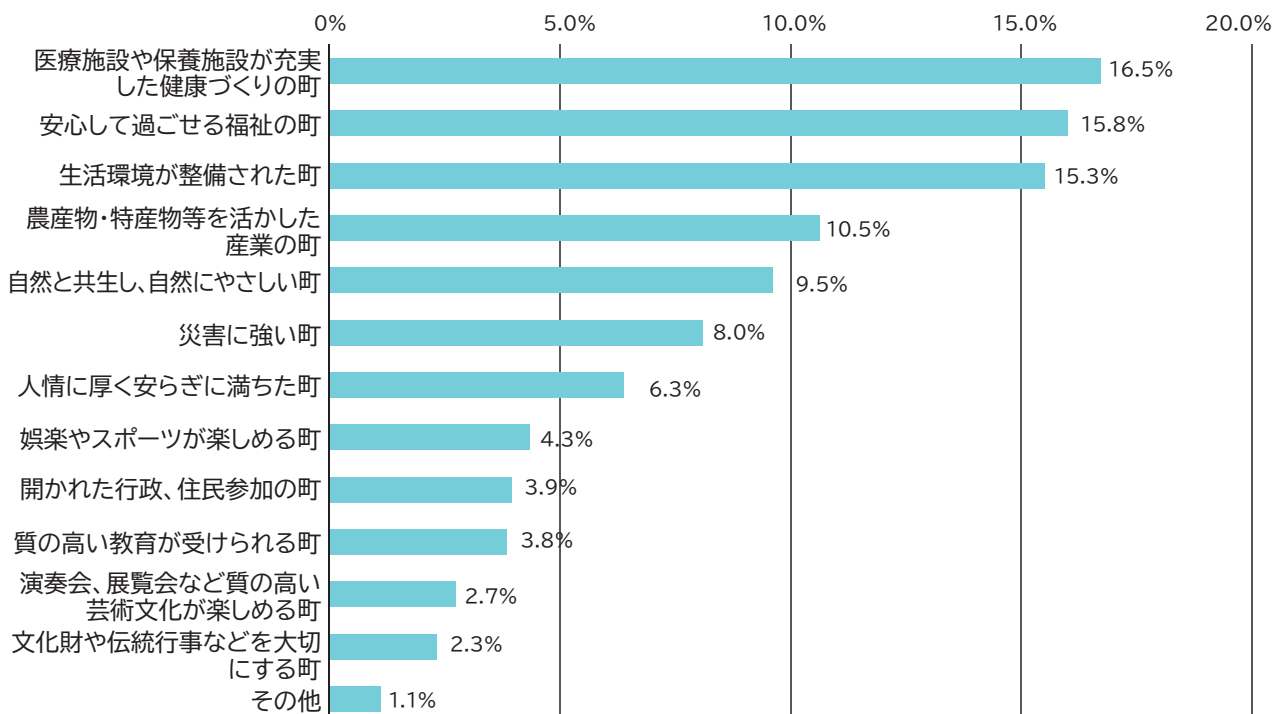
(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和7年度		令和11年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
人 件 費	989,187	12.3	1,003,385	15.4	1,022,185	15.7
物 件 費	881,271	10.9	999,402	15.3	858,348	13.2
維 持 補 修 費	65,419	0.8	68,577	1.1	71,363	1.1
扶 助 費	1,206,425	15.0	1,214,162	18.6	1,233,516	19.0
補 助 費 等	1,238,005	15.3	1,209,766	18.6	1,194,975	18.3
普 通 建 設 事 業 費	1,619,857	20.0	340,926	5.2	584,139	9.0
災 害 復 旧 事 業	323,229	4.0	119,653	1.9	97,460	1.5
投資・出資・貸付金	64,812	0.8	35,199	0.5	27,672	0.4
公 債 費	630,419	7.8	725,207	11.1	672,993	10.3
積 立 金	291,490	3.6	53,000	0.8	39,490	0.6
繰 出 金	769,774	9.5	746,822	11.5	712,100	10.9
歳 出 合 計	8,079,888	100.0	6,516,099	100.0	6,514,241	100.0

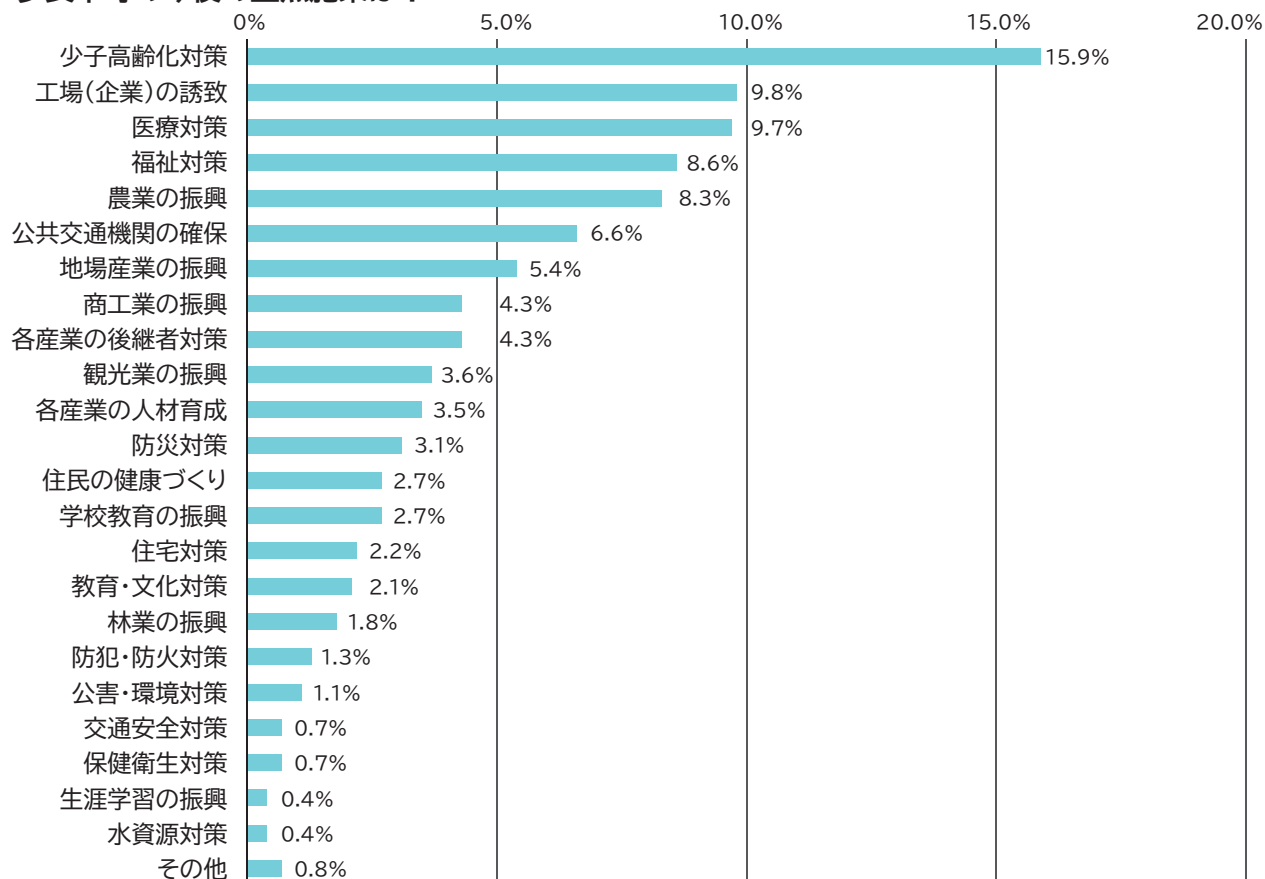
5 町民アンケート結果

アンケート回収率 57.0% (570 通 発送 1,000 通)

10年後の多良木町がどんな町であってほしいですか？



多良木町の今後の重点施策は？



1 人口減少と少子高齢化の進行

本町の人口は戦後大きく増加し、昭和30年（1955年）に20,091人（人口ピーク）まで増加しました。その後、高度成長期には、地方から三大都市圏への人口移動が進みました。本町も同様に都市圏への人口流出が進み、人口が大きく減少することになりました。それ以降も、人口流出に歯止めがかからず、加えて、少子高齢化が進展したことから、現在に至るまで依然として人口の減少傾向は続いています。その結果、本町の人口は9,076人（令和2年国調）、65歳以上の高齢者の割合は42%を超え、超高齢社会となっています。

2 グローバル化の進展

情報通信手段の発達とは「人」、「もの」、「情報」の境界をなくし、グローバル化をより一層進展させました。グローバル化の進展は、我が国の経済にも大きく影響を及ぼすようになりました。その結果、諸外国の経済状況の変動や関係摩擦などが、国内経済を通じて地域経済にも大きく影響している状況にあります。

近年、アジア諸国のビザ要件の緩和、外国人旅行者の受け入れ環境整備、日本食や文化の魅力を背景に訪日外国人旅行者（インバウンド）が増加していました。しかし、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各国は渡航を制限しました。その影響で、それまで増加していたインバウンドも激減しました。そのような中でも、次第に各国のワクチン接種が進み、令和3年（2021年）には制限を受けつつも、東京オリンピック並びにパラリンピックが開催されました。

今後、世界的にワクチン接種が進み、各国の渡航制限が緩和されていけば、インバウンド需要も増加していくと思われます。そのためにも、魅力あるまちづくりや多様な文化を受け入れる体制を整えておく必要があります。

3 高度情報化社会の進展

情報技術の目覚ましい発展により、多くの人々がスマートフォンやタブレットなどの情報端末を持ち、そこから得られる情報は生活を支える大きな役割を果たしています。

さらに、ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務の自動化）など新たな技術が、生活や仕事の場で普及し始めています。

そのような中、我が国は、IoT（Internet of Things）ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新たな価値を生み出し、少子高齢化や過疎化などの社会課題や困難を克服する社会「Society 5.0」を推進しています。このように、今後、さらに高度情報化社会の進展は加速していくと思われます。

4 安全・安心なまちづくり

平成23年3月の東日本大震災や、平成28年4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨、本町をはじめ球磨川流域を中心に県南部に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨など、全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、深刻な自然災害が多発しています。

今後、いつ起こるか分からない災害に対し、公共施設、住宅、道路、山林、河川などのハード整備や避難所等での生活に必要な緊急救援物資の備蓄を進めていく必要があります。

加えて、それらのハード整備と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に行う防災対策が重要です。そのためには、「自助」「共助」及び「公助」の効果を最大限発揮できるよう、国、県、町、民間が連携し、防災対策に取り組むことが求められています。

本町では、災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全・安心な地域づくりを着実に推進するため、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「多良木町国土強靱化地域計画」を策定しました。この計画のもと減災・防災対策を着実に実施していくことが重要です。

また、近年では、感染症の流行拡大、高齢者に関わる交通事故や特殊詐欺被害の増加、子どもが被害に遭う事件が発生するなど、生活や地域の安全を脅かしています。地域と行政が連携し、それらを抑止・防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりにしていくことが必要です。

5 厳しさを増す行財政運営

人口減少や少子高齢化が進む中、税収は減少し、高齢化にともなう社会保障費は増加することが見込まれます。また、公共施設、道路、橋梁などの改修、更新、維持管理にかかる費用も増加する見込みです。

これらを踏まえ、健全な財政運営を図るためには、事業の中止や縮小を含め、実施する事業の優先度を判断していく必要があります。また、官民連携による新たな事業手法を取り入れながら、事業の展開を図る必要があります。

6 地方創生への取り組み

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正していくため、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。同年12月には、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。本町においても、平成27年（2015年）10月に、人口の現状分析と将来展望を提示する「多良木町人口ビジョン」と、それを踏まえた

7年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた「多良木町総合戦略」を策定しました。

地方創生は、国と地方が一体となり、中長期的な視点に立って取り組む必要があります。また、施策には時間をかけて取り組むべきテーマもあるため、長期間にわたる努力が求められます。本町においても、第2期の総合戦略を策定し、これまでの取組みを含め一層の強化を図ることが必要となっています。

7 「誰一人として取り残されない」世界の実現に向けて（SDGs）

SDGsとは「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な社会を目指して、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された2030年を年限とする17個の国際目標です。政府は国内の基盤整備に取り組み、平成28年（2016年）12月、「SDGs実施指針」を決定しています。本町においても「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを基本に据えて、第6次多良木町総合計画においても、各施策の関係する横断的な取組みとして掲載しています。



8 男女共同参画社会への取組み

男女共同参画社会の実現に向けては、日本国憲法の「個人の尊重」と「法の下での平等の原則」に基づき、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法など、法令や制度の整備など様々な取組みが進められてきました。

本町においても、男女共同参画社会基本法に基づき、平成28年（2016年）「第2次多良木町男女共同参画計画」を策定し、様々な施策・事業を実施してきました。加えて、令和4年度からは「第3次多良木町男女共同参画計画」に基づいて更なる施策・事業の推進を図ります。

男性と女性がそれぞれに自立したひとりの人間として、真に対等平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画でき、互いに個性を認め合い、健康で明るく、個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。